

判決要旨

令和8年3月17日午後1時25分 803号法廷

令和6年（行ウ）第102号 自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等
請求事件

民事第38部 裁判長裁判官・鎌野真敬 裁判官・志村由貴 裁判官・中出明香

第1 主文

- 1 本件訴えのうち、違法であることの確認請求に係る部分を却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 事案の概要

本件は、(1)原告ら（5名）のうち4名が、医師が不妊手術を行うための要件等について規定する母体保護法3条1項、28条及び34条（以下「本件各規定」という。）が違憲無効であるなどとして、被告に対し、①主位的に、医師による不妊手術を受けることのできる地位にあることの確認を求め、②予備的に、被告が、本件各規定を改廃しないことにより、上記4名が不妊手術を受けられるようにしないことが違法であることの確認を求めるとともに、(2)原告らが、上記の改廃をしないという立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるなどとして、被告に対し、国家賠償請求をする事案である。

第3 事実及び理由の要旨

1 地位確認の訴えについて

(1) 適法性について

地位確認の訴えは、適法であるということができる。

(2) 本案について

ア 不妊手術を受ける権利等が憲法13条により保障されているか否かについて

(7) 原告らは、不妊手術を受ける権利は、子をもうけるか否かに関する自己決定権及び自己の身体に関する事柄を決定する自己決定権のそれぞれの性質を併せ持つものとして、憲法13条により保障されている旨や、不妊手術を受ける自由は、前国家的で自然権的な避妊の自由の一内容として、憲法13条により保障される旨を主張する。

(イ) 憲法13条は、女性に対し、人格的生存に関わる重要な権利として、国家から妊娠するよう強制されない、あるいは、国家の介入・干渉なしに、妊娠しないという決定ができるという意味での避妊の自由を保障しているものと解される。

しかし、このことが直ちに特定の方法による避妊をする自由を保障しているものとは解されないところ、避妊法は女性が主体的にとることができるものも含めて複数あり、不妊手術を受けることができなければ避妊をすることができず、ひいては人格的生存に関わるとはいえない。したがって、避妊の自由の一内容として、不妊手術を受ける権利又は自由があるものと解することは困難である。

原告らは、①自身の身体に生殖能力があることに強烈な違和感を覚える者や、②妊娠を確実に回避することを望み、あるいは確信をもって子どもを持たない生き方を選択した者にとって、不妊手術は、自分らしい身体で、自分自身の人生を送る上で不可欠の手段であり、人格的生存に直結する旨を主張するが、これらの者についてみても、不妊手術を受けることが人格的生存に不可欠であるとまでいうことは困難であるから、憲法13条が不妊手術を受ける権利又は自由を保障しているものと解することは困難であるといわざるを得ない。

また、不妊手術を受けることができないからといって、子をもうけるか否かを自らの意思で決定することができないものではないから、憲法13条が、子をもうけるか否かに関する自己決定権として、不妊手術を

受ける権利又は自由を保障しているものと解することもできない。

そして、憲法13条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているものの、これとは逆に、身体への侵襲を受ける自由又は自己決定権等を人格的生存に関わる権利として一般的に保障しているものとは解されないことなどからすれば、憲法13条が、自己の身体に関する事柄を決定する自己決定権として又はその性質を併せ持つものとして、不妊手術を受けることについて自己決定権を保障しているということとはできない。

以上によれば、憲法13条が、不妊手術を受ける権利又は自由を保障しているものとはいえない。

イ 本件各規定が憲法13条に反するか否かについて

前記アからすれば、本件各規定が憲法13条に反する旨をいう原告らの主張は、前提を欠くといわざるを得ないから、本件各規定が憲法13条に反するということはできない。

ウ 本件各規定が憲法24条2項に反するか否かについて

本件各規定が家族に関する法制度を定めたものであるとはいい難いことからすれば、本件各規定が憲法24条2項に違反する旨の原告の主張は、採用することができない。

エ 小括

以上によれば、本件各規定は、憲法13条、24条2項に違反するものとはいえないから、地位確認請求は、理由がない。

もっとも、母体保護法3条1項所定の要件のうち原告らが指摘するものについては、同法の目的に照らして合理性に乏しいことから、本件各規定を含む不妊手術に関する制度の在り方については適切な検討が行われることが望まれる。

2 違法確認の訴えについて

各確認の訴えのうち、予備的請求に係る訴えである違法確認の訴えは、不適法であるというべきである。

3 国家賠償請求について

国家賠償請求については、前述のとおり、本件各規定が憲法13条、24条2項に違反するものとはいえないから、理由がない。

4 結論

よって、本件訴えのうち、違法確認の訴えは不適法であるから却下し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却することとする。